

国内審判決紹介

日本国内の審決・判決の中から興味深かったものをご紹介します。

担当：和田

■目次

・判決紹介

1. 不正競争防止法違反該当性に関する逆転判決の事例（「Yコネクター」事件控訴審判決）
2. 黙示の許諾があったとして商標権侵害が否定された事例（「ジェットバブル」事件）

・審決紹介

権利者の主張しない標章が職権で使用商標と認定された事例（「ODAchán's」事件）

■判決紹介

1. 不正競争防止法違反該当性に関する逆転判決の事例（「Yコネクター」事件控訴審判決）

判決言渡日：令和7年5月14日 事件番号：令和7年(ネ)第10012号

・事案概要

本件は、XがYに対し、Xの販売する商品の主要な構成部品である「Yコネクター」¹の形態がXの商品等表示として需要者の間に広く知られており、Yが原告Yコネクターの形態と類似するYコネクターを製造・販売する行為が不競法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、被告商品の製造及び販売の差止を求めた事案である。原判決は、Xの請求を認容した。Yがこれを不服として控訴した。

¹ 「Y字状のコネクター」という意味です。カテーテル手術の際に医師が患者の体内にカテーテルやワイヤーを挿入したり、造影剤や薬剤を注入する器具だそうです。



特徴(エ)(オ)…X製品に顕著な特徴

非類似と判断されたポイント

・判決概要 (原審との比較・下線は筆者)

	原審	本審
商品等表示該当性	原告製品は商品等表示に該当する。	原告製品は商品等表示に該当する。
特別顕著性	本件特徴(エ)及び(オ)において、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しているものと認めるのが相当。	本件特徴(エ)及び(オ)は他の同種商品とは異なる顕著な特徴の一つである。
周知性	周知性を獲得したことが認められる。	周知性を獲得したことが認められる。
類似性	両者は、需要者が受ける全体的な印象が類似しており、共通点は相違点よりも需要者に強い印象を与えるものであると評価することができるから、不競法2条1項1号の「類似」性を認め得る。	両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがある <u>とまで認めることはできない。</u>
共通点	両者はスクリーンが円柱形状であること、全体が透明な部材で製作されオープナーは暖色系の色彩で着色されている点で共通する。全体の寸法割合も非常に似通っており、それらの外観により需要者は <u>全体的に類似する</u> との印象を受ける。	両者は、(a)全体的な構成、(b)オープナー以外の大部分が無色透明である点、各部の構成比が共通する。しかし、(a)は識別力を有しない。(b)は他社同種製品も備える特徴であるため、類否判断にあたり大きな事項とは認め難い。
相違点	①オープナーの色彩・形状、②スクリーンの丸みの有無、④ローテータの色彩・リップの有無等は些細な相違にすぎない。	オープナーの色彩・形状、(c)オープナー以外の部分の着色、(d)支持部の形状、支持部の文字の有無等が相違する。(c)は需要

	③支持部の形状と文字の有無は、目を引くものといえるものの、全体的な構成からは一部に留まっている上、文字部分は必ずしも視認性が高いものではない。	者に与える印象が小さくない。(d)は全体として異なる印象を与える(原告製品「スリムな印象」v. 被告製品「安定した印象」)。
--	---	--

・寸評

第一審では「類似する」と判断されたのに、控訴審では「類似しない」と判断され、原告側が逆転敗訴となった事案です。この商品は機能上の制約が大きいようで、原告製品の特別顕著性が認められたのは、本件特徴(エ)（オープナー以外が無色透明であること）と特徴(オ)（各部の比率）の二つのみです。被告製品は、その二つしかないうちの一つ（本件特徴(エ)）を欠いているのですが、原審判決は「些細な相違点にすぎない」と評価されています。一方、本判決では、被告製品の丸い支持部がポイントとなって非類似であると判断されました。

ただ、この部分が需要者（医療従事者）にとって本当に「印象が大きい」のかどうかは、専門外の人間からは見極めが難しく、結論がどちらに転がってもおかしくないようにも思えます。

2. 黙示の許諾があったとして商標権侵害が否定された事例（「ジェットバブル」事件）

判決言渡日：令和7年8月21日 事件番号：令和6年（ワ）第70579号

・事案概要

2004年、被告はAi（本件商標「ジェットバブル」の権利者である原告の代表者）に誘われ、Aiが代表を務める訴外企業「ニホンジェッターズ」からジェットバブル車（炭酸水を利用した洗浄装置を搭載した配管洗浄車）を購入し（本件トラック）、それを用いて清掃工事を請け負うようになった。

本件トラックには被告標章「SUPER JET BUBBLE」が付されていたが、被告はAiに頼まれてそのままにしていた。また、被告はAiの了解を得て、自社ウェブサイトにてジェットバブル工法を実施している旨を掲載した。Aiは被告に対し清掃工事の案件を紹介したり、技術指導を行うなどしていた。

2019年7月及び2021年3月、被告はAiが代表を務める訴外企業「環境アコロ」の依頼を受けて清掃工事を実施した。その際の担当者・現場担当者はAiであった。2022年5月に被告代表者がAiに面会し工事代金の支払いを求めたところ、同年11月に商標権侵害であるとして警告書を受けた。

・判決概要

原告は、被告が被告標章の使用を始めるようになった平成16年11月頃から、令和4年12月15日の本件警告書の送付までの約18年もの間、被告が被告標章を使用していることを認識しながらその中止を求めなかったことが認められる。これらの事情の下においては、原告は、被告に対し、少なくとも本件警告書を送付するまでは、被告標章の使用を黙示に許諾して

いたものと認めるのが相当である。そして、被告は、本件警告書を受領した後、間もなく被告商標1及び2の使用を自ら止めているのであるから、本件商標権侵害があったものと認めることはできない。

・寸評

ニュースレター2025年03月号で掲載した「大勝軒」事件（不使用取消審判の審決取消訴訟）では、「通常使用権は移転等が可能であり、登録すれば商標権等の転得者に対しても対抗できるものであるから、『黙認』に留まらない、明確かつ積極的な『権利付与』の意思が客観的に確認できる必要がある」として「黙示の許諾」が認められませんでした。

一方、本件では「18年もの長期に亘り使用を黙認していたこと」から「黙示の許諾」があったと認められています。「大勝軒」事件判決で言われるように「通常使用権は重要なものだから黙認では不十分」というならば、本件でも「黙示の許諾」を認めるには不十分であると思われる。個人的には権利濫用であるとして原告の請求を棄却してくれていた方が、「大勝軒」事件との整合性が取れるような気がしました。

■審決紹介

権利者の主張しない標章が職権で使用商標と認定された事例（「ODAchan's」事件）

審決日：令和7年6月11日 取消 2024-300566

・事案概要

本件商標：ODAchan's（標準文字） 請求にかかる役務：「身の回り品の小売」等
使用商標：下記の通り



・ 審決概要

冒頭に「年齢も売場もちがう、好奇心旺盛な小田急百貨店の社員が発信する、小田急百貨店チャンネル調査隊、略して「オダチャンズ」。本当に好きなもの、興味を持ったもの、伝えたいものにこだわってお伝えしています。」(以下「オダチャンズ」の文字部分を「本件使用商標」という。)の記載があり、その下には「1年頑張った自分にご褒美! 3万円前後が狙い目「普段使いの…2021年11月17日(水)」の記載とともに「イヤークフ」の写真が掲載されている。

本件商標と本件使用商標を比較すると、(中略)文字種のみに変更を加えた社会通念上同一の商標といえる。

本件ブログにおいて、「イヤークフ」の商品説明や価格、売場の情報が掲載されているから、これは、「イヤークフの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務についての情報といえるものであり、請求に係る役務中、「身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の範ちゅうに属するものである。

・ 寸評

被請求人が使用商標として主張していない「オダチャンズ」の文字部分を審判官が使用商標として認定しています。とても珍しいことだと思います。請求人側は商標的使用について争う余地もあったように思われますが、弁駁していません。



内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。